

監事監査報告書

令和7年5月26日

学校法人 御船学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 御船学園

監事 中田昌史

監事 中田泉

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人御船学園寄附行為第14条第1項の規定に基づき学校法人御船学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務並びに財産及び理事の業務執行の状況について監査しました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務及びその執行状況を聴取しました。また、財産の状況については、公認会計士及び経理担当税理士と連携し、重要な決裁書類等（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表）について、必要と思われる監査手続を行いました。

監査の結果、学校法人御船学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、重要な決裁書類は会計帳簿の記載と合致し、収支及び財産の状況を正しく示しておりました。よって、学校法人御船学園の業務、理事の執行状況並びに財産状況に関し、不正行為又は法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上